

国際交流基金バンコク日本文化センターマルチパーパスルーム使用規則

2026 年 9 月

バンコク日本文化センター所長

1. 対象事業に関する一切の責任は申込みを行った使用者が負うこと。
2. 使用当日は張り紙、看板、受付への人員配置など使用スペースへの関係者誘導を適切に使用者が必ず行うこと。国際交流基金は一切の案内を行わない。
3. 許可した使用スペース外への立ち入りは許可しない。当センターの講師及び職員以外のものは事務スペースへ立ち入ることはできない。
4. 許可した事業以外の内容に使用しないこと。
5. 次の場合は、事前に速やかに報告し、その許可を得ること。
 - (1) 当初の事業内容を変更する場合
 - (2) 使用期間、使用時間帯を変更する場合
 - (3) 対象事業を中止する場合
6. 対象事業の開催中あるいは終了後において、以下に該当すると認められた場合、センターは使用許可の取り消しを行う。
 - (1) 使用申込書の記載に虚偽があった場合
 - (2) 使用許可の内容、条件に著しく違反していると認められる場合
 - (3) その他、国際交流基金バンコク日本文化センターのマルチパーパスルームにて行う事業としての適格性を欠くに至ったと認められる場合
 - (4) センター事業に支障がある場合
7. 使用者の都合により取り消す場合や、災害、事故等のやむを得ない事情により使用を取り消す場合には、センターは、事業実施に関わる一切の賠償等の責任を負わない。